

一般財団法人自治体国際化協会 多文化共生ツールライブラリー運用規約

（目的）

1. 一般財団法人自治体国際化協会（以下、「協会」という。）が所有する、ツールデータの検索機能やダウンロード機能等を実装した、「多文化共生ツールライブラリー」（以下、「ツールライブラリー」という。）における運用規約を定めることにより、サイト及びツールの適正な運用を図る。

（用語の定義）

2. 本運用規約における用語の定義は以下のとおりとする。
 - （1）ツールライブラリーとは、協会ウェブページ内におけるツールライブラリー全体を示す
 - （2）ツールとは、各団体が多文化共生の推進に資するために作成し所有する、ツールライブラリーに登録されたデータを示す

（利用者の利用範囲）

3. 利用者は、多文化共生の推進に資することを目的とした利用に限り登録されたツールを利用することができる。ただし、利用に当たって利用申請が必要なツールを利用する際は、ツール作成者の指示に従い、許可を得なければならない。

（利用要件）

4. ツールを利用する際は出典（作成団体）が分かるように記載すること。

（利用上の禁止事項）

5. 利用者は次の行為をしてはならない。
 - （1）法令及び公序良俗に反する行為
 - （2）ツールを利用しての、営利を目的とする行為
 - （3）協会との信頼関係を損なう行為（偽名を使用してのサービス利用等）
 - （4）その他協会が不相当と判断する行為

（個人情報）

6. 個人情報はプライバシー保護に十分留意し、プライバシー侵害のおそれがあるものは原則として公開しない。（氏名・住所・電話番号等）

（ツールの提供）

7. ツールの提供者は行政機関、地域国際化協会、その他協会が認める団体とする。自団体において多文化共生の推進に資するため作成し所有するツールを、ツールライブラリーへ登録する際は、協会多文化共生課へ別紙様式に必要情報を記載の上、様式及びツールデータを提供することとする。

(免責事項)

8. 免責事項は下記のとおりである。

- (1) ツールに関して、その正確性、妥当性及び利用者の利用目的に適合していることを保証するものではなく、協会及びツール提供者はこれに係るいかなる責任も負わないものとする
- (2) ツールの利用に起因して、利用者に直接または間接的被害が生じても、協会及びツール提供者はいかなる責任も負わないものとし、一切の賠償等を行わないものとする
- (3) ツールライブラリー及びツールに関しては利用者への連絡なしに仕様・内容を変更することがあるが、これにより利用者に直接または間接的被害が生じても、いかなる責任も負わないものとする

(その他)

9. その他事項は下記のとおりである。

- (1) ツール提供者にあつては、ツール利用者及び協会に対し利用に関する費用は徴取できないものとする
- (2) ツールライブラリーの利用にあたり不明な点が生じた際は、協会多文化共生課へ確認を行うこととする
- (3) 本運用規約は、予告なく改訂することがある

附則

この指針は、平成29年2月21日から施行する

附則

この指針は、平成31年3月8日から施行する。